



教えて BUN 先生

マニアック
編 vol.4

第4回

廃油処理基準



LISA

「廃棄物処理法、へんてこ条文」で言うことで、今回は特別管理産業廃棄物の廃油の話だったけど、今回はどんな条文？

廃油ついでに、今回もまた廃油の話から入ろうと思うんだ。りさちゃんは「廃油の埋立処理基準」って知ってるかな。



BUN



LISA

またまた、BUNセンセ、私を小馬鹿にしていますね。「廃油は埋立禁止」って習ったわよ。

じゃ、紹介しよう。これが廃油の埋立処理基準。



BUN



政令（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（ルに規定する場合にあつては、（1）を除く。）及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

チ 廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。



LISA

＼(◎o◎)／！ほんとだ。「廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には」って書いてるね…えへ、センセ、これっていんちきじゃん。

いんちきなことあるもんか、嘘偽りもなく、ちゃんとした廃棄物処理法政令でしょ。



BUN



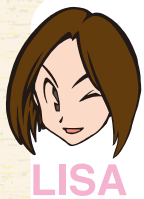
LISA

いやいや、最後までよく読んでごらん下さいよ。「廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。」って、焼却しちゃったら、埋立てる時点じゃ、もう廃油じゃないじゃない。燃え殻とか煤とかでしょ。それを、廃油の埋立基準だなんて、ごまかしよ。へんてこな条文。どうしてこんな条文になっちゃっているのかなあ。

たしかに、普通に考えれば「廃油は埋立禁止」ってしておいて、燃え殻や「ばいじん」の埋立基準を設定していれば十分な感じはするよね。BUNさんもいろいろ調べたんだけど、たしか文献は見つけれないでいる。ただ、おそらく次のような経緯、論法じゃないかと思っている。廃棄物処理法がスタートした昭和45年の時点で、産業廃棄物を決めることとした。種類を決めるときに、どんなことを目安に分類しようかと検討した。「扱いが違う」「処理の方法が違う」なら種類も別にするべきではないか。たとえば、焼却する物と埋め立てる物は別の分類にしよう。



BUN



そりゃそうね。受け皿が同じだったら、わざわざ別の種類にする必要は無いものね。廃酸とガラスくずを同じ分類にする訳にはいかないっていう理屈はわかるわ。

昭和 40 年代の話だから、廃棄物の処理方法ってそんなに多かった訳じゃないだろうけど、焼却、埋立、中和、沈殿、脱水、破碎、発酵等の手法はあった。そこで、この廃棄物なら、この処理方法のように関連づけた。污泥→脱水→埋立。紙くず→焼却→埋立。コンクリート→破碎→埋立。といった具合にね。ちなみに、廃棄物の処理というのは、「最終処分」まで行かないと完結しない。中間処理では、中間処理残渣が残るからね。



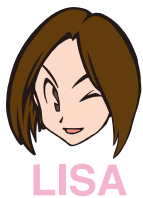
「最終処分」って埋立のことでしょ。

今の日本じゃ、「最終処分」=「埋立」と考えても、ほぼ間違いじゃないんだけど、正確には、条文上は「最終処分」=「埋立+海洋投入+再生」となっている。埋立は土中に埋めて、後は人の手が掛からず、これで「最終」。海洋投入は、海に投入して、魚に食って貰ったり、自然に還って行って、これで「最終」。再生は、廃棄物から有価物に変化する訳なので、廃棄物としては存在しなくなるので、これで「最終」。って概念だね。話を戻すけど、そんな訳で、古くからある「処理基準」は、「この産業廃棄物は、こういう処理をやって、最終的にはこうしましょう」のように規定しているのが多いんだ。



なるほど。実は、リサは、なんで産業廃棄物って 20 種類に分類してるのか？世の中には、もっと数多い物質が存在しているのに、どうして、この 20 種類に分けているのかが疑問だったのよ。産業廃棄物の種類→それに適した中間処理方法→そこから出てくる残渣の最終処分方法、と連結させるための規定ってことね。

付け加えるなら、それを処理するのに、適した処理施設、それを適確に遂行できる人物、ということで、少なくとも廃棄物処理法スタート時点では、産業廃棄物の種類→種類毎の処理方法（処理基準）→処理施設→処理業許可制度が密接に関連していた。



そう考えると、どうして産業廃棄物はこんな 20 種類に分けているのか、どうしてこんな処理施設が設置許可の対象になっているのか、どうして許可業者にはこんなことが求められているのかって理解できる気がしてきたわ。

そこで、「廃油を適正に最後まで処理するためには」ということで、「廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること」なんて、へんてこな表現になっちゃったんでしょね。



そう考えると、この条文も、そんなに「へんてこ」ってことでもないかな。じゃ、次回はもうちょっと「面白い」ネタを紹介してね。